

「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議 東部地域会議」の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 地域における地方創生に向けた官民一体の取組を推進するため、「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議 東部地域会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「地方人口ビジョン」及び「静岡県版総合戦略」の策定に関すること。
- (2) 「静岡県版総合戦略」の進捗状況の検証に関すること。
- (3) 地域ごとの異なる強みや特徴を活かした施策の検討に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、議長及び構成員をもって組織する。

2 議長は、静岡県東部地域局長とする。

3 構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 東部地域の市町企画担当部長等
- (2) 地方創生に関し知見を有する者のうちから、議長が指名する者

(会議)

第4条 会議は、議長が招集し、議長が会務を総括する。

2 会議は公開とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。

3 会議は、議長が必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、静岡県東部地域局において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。